

映画で読み解く現代社会

—『人生、ここにあり』で学ぶイタリア式「社会的協同組合」—

Movies Tell Us the Society of Our Time — Learn About the Italian System ‘Social Co-operatives’ From “Si Puo Fare”

三輪 昭子 Shoko MIWA

概 要

映画は現代社会を写す鏡である。私たち人間が作品作りをする際、私たちが持っている世界観、社会観が自然と作品づくりに反映されて、共感を得るものになっていからだ。つまり、私たちが生きている社会とまったく関連のない内容を持った作品はないと断言できる。たとえ、SF映画でも、またホラー、アクションと映画にはさまざまなジャンルがあるが、それらが映し出す物語は現実世界を比喩的に表したものになっているはずだ。

劇映画『人生、ここにあり』は、イタリア社会に現実に起きていたことを題材にして社会システムの仕組みを観客に伝えている。コメディ映画にして実際は、最後のキャプションで「社会的協同組合」について意識させられる。注意深く映画を観ていれば、ところどころでキーワードとなる組合員という呼称が字幕で表されることで、納得の鑑賞者もいる。

この映画を参考に、現在EU諸国における社会的企業のモデルケースとして注目されているイタリアの「社会的協同組合」について、主たる組合員の精神病院の元患者を中心に据えて、労働市場で社会的に不利な立場の人々の働き方、生き方を考察する。それは現在・未来の日本でも必要な考え方で、良き公共、良きコミュニティを築く礎になると考えられる。

キーワード

イタリア映画	Italian Movies
社会的協同組合	Social Co-operatives
精神障害者	Mental Disorder
カトリック	Catholicism

目 次

- 1 はじめに
- 2 イタリア映画と組合
- 3 イタリア精神保健
- 4 社会的協同組合のインパクト～終わりに代えて

1 はじめに

イメージに人が縛られることは、よくある。例えばイタリアという固有名詞から連想されるもの、それらは食文化、ファッショニ、オペラ、恋愛、家族、そして陽気な人々の存在に関するものに偏る傾向がある。商品化されることで価値が決められてしまう

ような資本主義経済の下では消費が全てで、それ以上にも、それ以下にもならない。そんな経済に関わることでとらえようと考えていたら、実はイタリアでは、近・現代を通じて広く社会主義が普及していて、それがカトリック教と深く関係していることがわかつってきた⁽¹⁾。

多くの日本人たち（おそらくは、他の国々の人々も）は、ステレオタイプ的なイタリアのイメージにとらわれて消費を重ねてきた。けれども、イタリアの戦前は枢軸国を形成するファシズムの国家であったのが、戦後は共和国を樹立するに至る。反ファシズム抗戦で大きな功績をなしたのがイタリア労働運動であった。つまり、共和制樹立に大きな役割を果したのが労働者階級で、当然これによって大きな発言力をもち、新憲法の中に自らの要望をかなりの程度まで盛り込むことに成功した。それは以前の憲法よりもあらゆる点で進歩的であり、更に現存する資本主義諸国のどの憲法よりも進歩的と言われている。

そのような労働者階級の人々の権利を尊重する社会的基盤があったからこそ、1970年頃から始まった社会運動のような動き、すなわち新たな価値を作り出し、人の生き方を左右するような仕組みの誕生は当然のなりゆきだったのだろう。残念なことに、その紹介は限られたところでしかなされてこなかったようである⁽²⁾。

2 イタリア映画と組合

2.1 イタリア映画の復活

2011年、ひとつのイタリア映画が評判を呼んだ。その『人生、ここにあり』は、元精神病患者たちが社会的協同組合によって生き生きと仕事をし、普通の人生を取り戻していくという話だ。

最近のイタリア映画で、よく知られている作品と言えば『ニュー・シネマ・パラダイス』で、1989年の作品だ。この作品は、映画好きの少年が、映写師の老人の映画がきっかけとなり映画ビジネスで成功し、映写師の逝去の知らせで故郷に戻り、思い出をよみがえらせて一時的に昔の恋人との恋を再燃させるが、結局郷愁に浸って昔の映画フィルムにその想いを重ねるというもの。

この物語の中に映画の存在が強くあり、それがイタリア映画の衰退でヨーロッパ最大級の映画撮影所が1980年代に国営化し、他方では映画の保存と修復を行う複合施設である「チネテカ」がボローニヤで創立されるという歴史を踏まえると実に感動的になる。

前置きが長くなつたが、映画の修復をする複合施設は組合会社である。イタリア映画の復活はつまるところ、組合の存在が非常に大きい。その組合の成り立ちと在り方を示す映画がいつかは必要とされる

はずだ。2012年が国際協同組合年というタイミングもあり、この作品の意義は大きい。



映画基本情報

タイトル；日本『人生、ここにあり』/原題『Si

Puo Fare! (やればできるさ！)』

監督；ジュリオ・マンフレドニア

脚本；ファビオ・ボニファッチ

制作；イタリア、2008年、111分

2.2 組合員が頻出語

「今、イタリアには2500以上の協同組合があり、ほぼ3万人に及ぶ異なる能力を持つ組合員に働く場を提供しています。」という文章がスクリーンに出て、映画の本編が終わる。この映画は協同組合という組織に関わる仕組みを伝える目的を持って制作されたかのようである。しかし、オリジナルのイタリア語のタイトルは「やればできるさ！(シ・プオ・ファーレ, Si Puo Fare)」となっている。いうことは、協同組合そのものではなく、この協同組合の仕組みを使って達成できたことを描いていると言うことができる。

例えば、協同組合という仕組みは私たち日本人に全く未知のものではない。どんな意味、あるいは意義を持っているのだろう。生活協同組合や農協、漁業組合といった名称を一度は聞いたことがあると思われる。しかし、その定義は意外に知らない。協同組合の国際的連帶組織である国際協同組合同盟(ICA)が1995年に確認した定義によると、次のようになる。すなわち「共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の

「自治的な組織」ということである。

映画の劇中で、「協同組合 180」という看板のある建物、そして部屋の中に入っていたネッロという労働組合員が、異動を命じられた先で、自己紹介をしようと促しながら精神病院の元患者たちに組合の仕組みを説明していく。

その中では、普通の職場で見かけるような服務という言葉を思い浮かべる場面がほんのわずかしかなく、組合員という呼称が多用される。組合員であることで誰もが対等、自分の力で、自分たち自身で話し合いながら仕事を進めて行く場面を見るのは感動的である。実際、彼らは、話し合いや投票という行為の中で、組合の仕組みを学び、生き生きと仕事をするようになる。

繰り返すことになるが、その精神病院の元患者たちは、当初は馴れ合いの慈善活動（封筒に切手を貼るという単純作業）をさせられながら無気力を感じさせる暮らし方をしていたところへ、仕事で稼ぎながら生活することの素晴らしさ、具体的には、働くことで自立し、金を稼ぎ、貯金もできる普通の人間の生き方であり、薬漬けではない生活を知るようになる。

映画には目立って有名な俳優は登場しないし、様々な人物が出てくる群像劇となっている。その群像を形づくる人々は、俳優たちの演ずる精神病院の元患者たちといったところ。映画だから話を面白くしようと精神病院の元患者という設定にしたのかと当初は斜に構えて映画を観に出かけたのであるが、この映画の内容は実話を下敷きにしたものであった。

本作の監督は、新聞でノンチェッロ協同組合の紹介記事を読み、イタリアでも犯罪者となってしまう精神障害者の方が話題に取り上げられやすいが、仕事をする精神障害者は話題になることがないし、いくつか本は出いてても、あまり知られていないという現実があったから、映画化へのアイデアを思いついたのだとインタビューに答えている⁽³⁾。

3 イタリアの精神保健

3.1 社会的入院

1998年12月、イタリアは世界で初めて精神病院を廃絶した。この現実がなければ、この映画のような事態は起こらなかつた。トリエステ・サンジョヴァンニ病院の院長、フランコ・バザリアが、精神疾患患者が受ける待遇に疑問を持ち、「患者の自由は医

者からの贈り物であつてはならない」と立ち上がり、政治家や他の医師を巻き込んで成立を果たした法律が、通称「バザリア法」というものである。このバザリア法は、1978年にイタリア国会を通過した180号法の別名で、この映画作品の舞台である「協同組合 180」の名称にも取り入れられている。

ところで、このバザリア法は、バザリアの主張が基になっている。精神障害者の強制収容は 15 日間だけで、後は解放されなければならないとし、器具を使用するショック療法なども廃し、元患者が社会参加することで心を開かれていく治療方法を訴えたものであった。

しかしながら、バザリアのような考え方がある一方で、精神病は死ぬまで治ることがないので投薬で患者を安定させるのを第一にする医者もいて、この作品にもその思想を代表する医者が登場する。そして、その医者の処方によって投薬された元患者たちが一応の形ばかりの組合員として、当初は仕事をさせられるという場面が紹介されていた。バザリア法で精神病院が廃絶されたから解放された元患者の行く先がないので、仕方なく働くかせてやっているのだというような発言も登場する。

そんな状態の中、「社会的入院」という言葉を思い出した。「社会的入院」⁽⁴⁾とは、「本来の治療目的で病院に入院しているのではなく、治療の必要がなくなったにもかかわらず、生活条件が整っていないために長期入院を続けている状態、またはその状態の患者のこと」を意味する。元々は高齢入院者を指す用語だったが、いつしか精神病院における長期入院者にその意味が転化されたという。

厚生労働省の推計（日本）では、その数は 72,000 人。しかし、これは各病院の主治医の主觀によるもので、20 万人に及ぶのではないかという調査結果もある。

3.2 ソーシャルファームという装置

EU 諸国の大企業について調べてみると、「ソーシャルファーム（Social Firm）」という言葉を時々耳にする。その定義については社会的大企業という用語同様に確定的な定義はない。だが、その起源はイタリアの 1970 年代の動きであったとされる。精神病院を退院した元患者の働く場が見つからなかつたため、その当事者の彼らと病院の職員で仕事をする場としての企業を自ら作つていったのがきっかけというのだ。

この件は、映画『人生、ここにあり』の冒頭部分の場面を想起させる。イタリアは社会的協同組合としての制度的な後ろ盾があり、ソーシャルファームを社会的協同組合と定義している。

EU諸国での一般的なソーシャルファームの理解は、障害者、労働市場で不利な立場にある人（ホームレス、シングルマザー、元薬物中毒者、元受刑者等）に働く場を提供することを目的にしている、社会的企業という位置づけである。ソーシャルファームのEUにおけるネットワーク、ソーシャルファーム・ヨーロッパ CEFEC(Social Firm Europe CEFEC)での定義を以下に列挙する。

- 1) 障害者や労働市場において不利がある人々を雇用するためのビジネスである。
- 2) マーケット志向の商品・サービスを用いて社会的使命を追求するためのビジネスで、収入の50%以上は商取引によるものでなければならぬ。
- 3) 従業員の30%以上は、障害のある人々または労働市場において不利のある人々で構成される。
- 4) あらゆる労働者は、潜在的な生産能力にかかわらず、働きに見合った市場相場の給与・賃金を支払われる。
- 5) 仕事の機会は、不利のある従業員と不利のない従業員の間で等しくしなければならない。そして、全ての従業員が、同等の雇用上の権利と義務をもつ。

総じて、このソーシャルファームの特徴⁽⁵⁾は、まず「労働市場において不利な立場にある人々に働く場を提供する」という社会的な目標を達成するために、一般的な市場における商品・サービスの提供、つまり企業的なビジネスの手法を用いることである⁽⁶⁾。公的な補助や寄付の割合を低くするという力学が働いている。次に、原則として正規雇用され、市場に見合った給与・賃金を受け取る。待遇もそれに付随する義務も、就業弱者とそれ以外の従業員は平等に扱われる。

日本でも、すでに福祉的就労に関する調査・研究で、各事業所に対しソーシャルファームへの転換が可能かどうかのアンケート調査を行っている。その集計結果を確認すると、ソーシャルファームの必要性は強く感じているとする回答が多い。しかしながら、身体、知的、精神の障害を持つ人の雇用は低い状態にあり、常用雇用の割合では身体障害者に偏っている。賃金水準から考えると、現状では福祉的就

労では自立した生活ができない。昨今の雇用情勢の悪化により、身体障害者を中心にして、一般的な就労が可能な障害者はすでに就業しており、未就業者は障害の程度が重い状態である。

調査結果による考察を行うのが本稿の目的ではないので割愛するが、日本のソーシャルファームへの期待は確実に高い。それには、現行の事業所では不十分であった賃金や健常者との協同にとどまらず、何よりも重要なと考えられるのは、障害者たちが仕事を通じて社会と接することで、社会参加の促進を達成できることである。それは単に社会参加だけが望まれることではなく、社会とつながることで「生きること」を実感できる人として非常に重要な要素なのである。

4 社会的協同組合のインパクト～終わりに代えて

4.1 社会的排除との闘い

映画の物語の中で、精神病院の元患者たちが協同組合の中で、これこそはと思われる仕事を見出した。それは、床板張りという仕事であった。その仕事で営業活動を試みると、精神障害者という理由で受け入れられなかつたり、せっかくの現場で失敗を重ねたりと、仕事自体が元患者たちの重圧となっているという判断さえされた。このような場面は、一般的な就労が彼らにとってなかなか大変で、社会的に排除されても仕方がないのだろうかと考えがちの現状を表している。

しかし、事態はある出来事で一変する。作業現場でリーダー（組合の運営者）不在時に、床板張りの木材が不足し、組合員たちが混乱をきたす中で二人の青年（統合失調症患者らしい）が木端を組み合わせて新しい寄木貼りを完成させ、それをビジネスモデルとして売り込みに行くことが可能となっていく。まさしく、人間には無限の可能性があって、精神障害者でも、立派なデザイン集団としての仕事を成し遂げられることを、この出来事で肯定的にとらえている。

もともとEU諸国では、大枠として「経済的発展だけではなく、社会的発展をめざす」ことを合意していて、格差を生み出さない社会づくりを志向している。ここ数年のEU諸国のことを考えると経済危機などでさらなる地域格差があるが、加盟国は結束を図って対応しようという姿勢が見られる。そんな

中で、格差是正には社会的弱者に焦点をあてた政策を充実させることが重視されていった。そこに「社会的排除との闘い」という目標を掲げて、社会政策の軸とするよう求められているのである。

4.2 「社会的協同組合」の制度的特徴

この映画の劇中の物語がたどってきたように、イタリアの社会的協同組合は 1970 年代の精神医療改革運動から出てきた。その中のいろいろな取り組みから、1991 年に「社会的協同組合法」と制度化された。その法律には、社会的不利益を被る人々に社会福祉、保険、教育サービスを提供する A 型と、社会的不利益を被る人たちの就労・労働市場への参入を目的として多様な事業を実施する B 型がある。

この法律は位置づけを含め、制度として特徴的なところがあるので、それを整理して記述することにする⁽⁷⁾。まず、法律 381 号第 1 条は、「社会的協同組合は、市民の、人間としての発達および社会的参加についての、地域の普遍的な利益を追求すること」とされ、多様な事業を通じ、協同組合の構成メンバーにとって、その協同組合が活動する地域社会の公共的利益の向上をめざすことを明記している。さらに、その公共的利益の創出方法として、A 型、B 型とをあげている。

また、協同組合において「組合員」は、組合活動に従事する権利を持ち、意思決定のための議論と採択に参加し、組合員は主体的な地位にある。そして、特に B 型の社会的協同組合は経済的に成り立つための市場環境として、社会保険料の免除や公共事業の契約に関する取り決めがなされている。最後に、社会的協同組合は、一つひとつの事業規模が小さいのでネットワークを形成(コンソーシアムと呼ばれる)することが制度的に推奨されているだけでなく、営利組織が非営利組織を利用することへの回避をも図られている。

近年、この社会的協同組合へと、社会的関心の高い若者層が多く流入してきたり、福祉や教育の専門性を持った者が、若手、ベテランを問わず、地方公務員や施設職員から転職して協同組合に集う事例が出てきたり、長期失業が誰にでも生じうるリスクとなった関係で、協同組合の関係者の裾野が広がってきていている。

注

- (1) 八木宏美『しがらみ社会の人間力－現代イタリアからの提言』新曜社、2008 年
- (2) 井上ひさし『ボローニャ紀行』文春文庫、2010 年によれば、「自分のせいでもないのに仕事や住まいを失ってしまうことがあります。ボローニャでは、こんな時、『自己責任』なんて冷たい言葉は使わない。困っている人間がいたら、とりあえず手を差し出してあげる。」とあり、「初めはホームレスの友の会発行の新聞として始まった『大きな広場』紙は、そのうちに社会的協同組合に発展していきます。」と社会的協同組合のことがさらりと紹介され、さらに「使わなくなった公共の建物や土地を無償でボランティアグループや社会的協同組合に提供するというのも、これまた『ボローニャ方式』です。」というくだりが記述されている。この作品は紀行ものというジャンルでありながら、さりげなく社会的協同組合が自然に街の中に存在していることを紹介している。引用部分は、p42-48。
- (3) 「ジュリオ・マンフレドニア監督インタビュー；インタビューア：岡本太郎」『人生、ここにあり！』公式パンフレット、エスパース・サロウ編集・発行、2011 年、p18-19 参照
- (4) 織田淳太郎『精神医療に葬られた人びと－潜入ルポ社会的入院』光文社新書、2011 年。ノンフィクション作家である著者が、ある精神科病院の「長期療養型」病棟への入院体験をもとに、「社会的入院」の内実を明るみに出している。
- (5) 特定非営利活動法人 NPO 人材開発機構「参考資料：欧州のソーシャルファーム」『新しい障害者の就業のあり方としてのソーシャルファームについての研究調査』厚生労働省・平成 22 年度障害者総合福祉推進事業での、
- (6) EU 諸国には、ソーシャルファームよりも広い概念である、労働統合型社会的企業(Work Integration Social Enterprises; WISE)という枠で法制化されたものも存在する。
- (7) 田中夏子「社会的排除と闘う協同」『世界 11』岩波書店、2012 年

(原稿受理年月日 2012 年 12 月 3 日)